平成２２年（フ）第２５号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4157番地の１
破産者　株式会社ホクシン
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４７７号
千葉県習志野市実籾４丁目38番23―301号
破産者　井田　里絵（旧姓末松）
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６００号
千葉県船橋市海神町西１丁目1103番地４
破産者　羽沢　光義
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４８２号
神戸市北区有馬町1670番地の５
破産者　株式会社メルヴェール有馬
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７０６号
神戸市兵庫区三川口町３丁目５番13号
破産者　大清道路管理株式会社
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２７号
神戸市西区北別府４丁目15番地の11
破産者　株式会社扇紙管
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１４号
札幌市手稲区前田10条20丁目７番26号
破産者　株式会社アクア
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５２号
札幌市南区石山623番地
破産者　有限会社ソリッド
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８０号
東京都小平市小川町１丁目771番地の７
破産者　有限会社寿
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７８１号
東京都日野市大字石田305番地小林ハイツⅡ102
破産者　杉村真寿江（旧姓松本）
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６１号
東京都調布市深大寺東町１丁目８番４号
破産者　有限会社飯島セラミック
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６２号
東京都調布市深大寺東町６丁目26番地39
破産者　飯島　　武
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６３号
東京都調布市深大寺東町６丁目26番地39
破産者　飯島　令子
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７８８号
神奈川県藤沢市辻堂元町１丁目３番31号
破産者　株式会社カネマキ電気
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６号
山梨県大月市富浜町鳥沢4865番地２
破産者　池田　　健
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
山梨県大月市七保町奈良子512番地
破産者　古澤　重雄
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
山梨県富士吉田市松山２丁目１番35号　佐藤荘６号室
破産者　外川　晴保
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
岐阜県関市天徳町２丁目１番18号
破産者　有限会社天徳住建
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
三重県伊勢市小俣町湯田794番地10
破産者　有限会社フジワラ
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
大津市中央４丁目７番27号
破産者　文化シヤッター大津販売株式会社
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５６７号
大阪市西区九条南４丁目１番18号
破産者　株式会社ファンデリック
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００号
岡山市北区下中野705番地107　クオリティー下中野102号
破産者　田邉　節加（旧姓豊福）
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８６号
岡山県瀬戸内市邑久町下山田1473番地
破産者　藤森　博明
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部